

# 令和5年度・第7回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年10月26日(木) 13:00～14:30

開催場所 樋脇公民館 第1～第3会議室

出席委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(2名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(20名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹・泉G員・中城G員  
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) \_\_\_\_\_ ㊟

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 11番 \_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ 12番 \_\_\_\_\_ ㊟

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ ㊟

令和5年度 第7回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第20号 非農地証明発行の専決処分について

報告第21号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

議案第74号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第75号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第76号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第77号 農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第78号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第79号 非農地証明願承認について

議案第80号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第81号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第82号 農地法第3条の規定による農地等の地上権設定・許可申請承認について

議案第83号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第84号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

(1) 現地調査及び総会の日程等について

(2) その他

【13：00開会】

議長 　ただ今から、第7回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。  
定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で2番：谷山隆信委員、13番永留智史委員であり、欠席届が提出されております。

　なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名で、欠席委員は1名で30番：馬渡義文委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

　まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。

　総会資料の1ページをご覧ください。

　10月5日は常設審議委員会がアートホテルかごしまで開催され、

事務局職員が出席しています。

　5日と6日が定例の現地調査です。

　また、11日が女性の新任委員初任者研修会が本庁舎502会議室で開催され、女性委員が出席されております。

　16日が第1回農業委員会だより編集委員会と第6回運営委員会が本庁舎101会議室で開催されています。

　そして、本日第7回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となっています。以上、説明を終わります。

議長 　主要事務処理経過報告が事務局よりございました。

　それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　なしということですので、主要事務処理経過報告を終ります。  
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろ

しいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、  
11番：乙須 紀文 委員  
12番：有馬 康夫 委員にお願いいたします。  
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

まず、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第19号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号39番から40番までの2件です。  
登記地目 田3筆 3,636 m<sup>2</sup>、畑1筆 935 m<sup>2</sup>、合計4筆 4,571 m<sup>2</sup>の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、  
処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第19号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第19号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第19号を終わります。  
次は報告第20号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第20号を説明いたします。資料は3ページから5ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号59番から70番までの12件で、登記地目 田15筆 6,133 m<sup>2</sup>、畑3筆 742 m<sup>2</sup>、合計18筆 6,875 m<sup>2</sup>の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号



それでは会次第6の議事に入ります。

議案第74号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第74号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号13番、14番までの2件で、登記地目 畑3筆3, 518㎡の申請がありました。

内容としましては、13番は、貸資材置場を整備されるものです。また、一部施工済のため始末書添付となっています。

14番は、土地の有効利用のため、桜を植え、山林を整備するものです。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第74号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員 4番新屋が13番を報告いたします。

10月6日、山下委員と事務局西職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図3ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

西委員 15番 西が、14番を報告します。

10月6日、早崎推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現



小城委員

90番から92番を報告いたします。

6番 小城が、90番91番92番を続けて報告します。

去る10月5日 徳永推進委員と事務局の梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

まず90番です。位置図5ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、畑でブルーベリーが植えてありました。

続きまして91番です。位置図6ページ、調査表4ページをご覧ください。申請地の現況は、畑ですが耕作されていませんでした。

続きまして92番です。位置図7ページ、調査表5ページをご覧ください。申請地の現況は、田ですが耕作されていませんでした。

いずれの3箇所も申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、90番91番92番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

下茂委員

9番下茂が93番を報告いたします。

去る10月5日 辻委員と事務局の長沼・杉安職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図6ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田ですが耕作されていませんでした

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであります。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

新屋委員

4番新屋が94番を報告いたします。

調査日、調査委員は前に述べましたとおりです。

位置図9ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑ですが耕作されていませんでした

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであります。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

下茂委員 9番下茂が95番を報告いたします。  
調査日、調査委員は前に述べましたとおりです。  
位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑ですが耕作されていませんでした。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、  
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであります。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第75号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第75号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第76号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第76号を説明いたします。資料は10ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号96番の1件で、登記地目 畑4筆  
518.37㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

96番は、申請地の贈与を受け、一般住宅と通路を整備するものです。1369番2の一部 777㎡のうち、7.27㎡と1375番1の一部 303㎡のうち71㎡は通路となります。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第76号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員 　　4番新屋が96番を報告いたします。  
調査日、調査委員は前に述べましたとおりです。  
位置図11ページ、調査表9ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑ですが耕作されています。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、  
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであります。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第76号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。  
議案第76号につきまして、原案のとおり意見決定することに決しました。許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。  
次の議案第77号「農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」を議題としますが、97番、98番、100番は、議案第82号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」と関連がありますので、後で審議いたします。  
まず、議案第77号99番について、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第77号、99番について説明いたします。資料は12ページをご覧ください。12ページの上段になります。農地判定の

根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号97番から100番までの4件で、登記地目 田7筆 5.71㎡ 畑3筆 2,083㎡、合計10筆 2,093.71㎡の申請がありました。

99番について、説明いたします。申請地を借り受けて、砂利採取するための一時転用の目的で申請されるものです。

6105番149 山林 外20筆 実測面積  
14,040.69㎡となります。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第77号99番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　9番下茂が99番を報告いたします。  
調査日、調査委員は前に述べましたとおりです。  
位置図14ページ、調査表12ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑ですが耕作されていませんでした  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、  
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであります。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終了しました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、採決いたします。  
議案第77号99番については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第77号99番は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達するこ

とに決定いたします。

次に、議案第78号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第78号を説明いたします。資料は13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号101番の1件で、登記地目 田1筆746㎡の申請がありました。

内容といたしましては、101番は、申請地を父から借り受けて、一般住宅の目的で申請されるものです。

仮換地実測503.94㎡となっており、一般住宅500㎡を超過しているため、分筆しても土地の有効利用が困難で家庭菜園等を行う等の地積超過理由書が添付されています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第78号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番下茂が101番を報告いたします。

調査日、調査委員は前に述べましたとおりです。

位置図16ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑ですが耕作されていません。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりであります。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第78号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第 78 号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 79 号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 79 号を説明いたします。資料は 14 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、19 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 385 ㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、19 番は、平成 6 年の国土調査の以前から耕作しておらず、筆界未定の雑種地状態で利用されており、近年、筆界未定が解消されたものです。碎石等で雑種地化しており、雑種地へ地目変更するための申請です。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 79 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6 番 小城が、19 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 17 ページ、調査表 15 ページをご覧ください。

先ほど、事務局から説明のとおり、申請地を含む筆界未定が解消されましたが、国土調査の終了以前から碎石が敷かれ、隣接の土地と同様な状態で利用されており、現地調査で確認し、雑種地化しておりました。

周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。



小城委員

6番 小城が、95番から97番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず95番です。位置図18ページ、調査表16ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作されていました。水稻を耕作する予定です。

続きまして96番です。位置図19ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で、きちんと管理されている状況でした。野菜等を植える予定になっております。

続きまして97番です。位置図20ページ、調査表18ページをご覧ください。申請地の現況は畑で耕作されていました。申請者は引き続き野菜を作る予定となっております。

いずれの3件も権利取得者は、規模拡大のための権利取得です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

下茂委員

9番下茂が98番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図21ページ、調査表19ページをご覧ください。申請地の現況は畑で現在も耕作されております。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、野菜を栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

山路委員

14番 山路が99番を報告します。

10月6日 馬渡推進委員と事務局梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図22ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地は規模拡大のための権利取得です。申請地は、田で現在耕作されていました。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

西委員

15番 西が、100番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 23ページ、調査表 21ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得です。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。  
議案80号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第80号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

　　次は、議案第81号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第81号を説明いたします。資料は17ページから19ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

　　今月の申請は、受理番号101番から105番の5件で、登記地目 田15筆16, 796㎡、畑5筆3, 881㎡、合計20筆20, 677㎡の申請がありました。

　　申請理由といたしましては、いずれも「親子間」「知人間」等の贈与によるものです。

　　102番、103番は、新規営農で営農計画書が添付されています。

　　申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

　　従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

　　以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

　　以上で、議案第81号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

梶原委員 　　18番 梶原が、101番及び102番を報告します。

10月6日、高木推進委員と事務局 杉安・田上職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

101番 位置図24・25 ページ、調査表22ページをご覧ください。親から子への受贈による権利取得です。

申請地は全て耕作されています。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、許可相当と判断します。

102番 位置図26ページ、調査表23ページをご覧ください。知人間による受贈による権利取得です。

権利取得予定者は新規就農で営農計画書が添付されています。

申請地は耕作されていました。申請地は「袋地」ですが 進入路は確保されている状況です。

経営意欲も高く、農業経験もあり、また、地域調和要件ともに問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

新屋委員 　　4番 新屋が103番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図27ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されています。

権利取得者は規模拡大の為の権利取得で、野菜及び果樹を栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件、地域調和要件ともに問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

西 委員 　　15番 西が104番・105番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

まず、104番は、位置図 28ページ、調査表 25ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。

続いて、105番は、位置図28・29ページ、調査表26ページをご覧ください。申請地の現況は、田・畑各1筆は耕作されていましたが、残りの田2筆は、耕作されていませんでした。

親から譲り受け営農をするための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。



議長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第 83 号議事参与案件を除く、受理番号 88 番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 83 号、議事参与案件を除く受理番号 88 番について、原案のとおり意見決定いたします。

次は、議案第 83 号、受理番号 86 番と 87 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

小城 義己 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小城委員 (退席・退室)

議長 議案第 83 号、受理番号 86 番と 87 番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受け  
る議案第 83 号 86 番及び 87 番に係る利用権設定の受人が、当  
委員会農業委員の小城委員 本人ですので、内容説明いたします。  
資料は 22 ページをご覧ください。

受理番号 86 番及び 87 番の申請内容を農業経営基盤強化促進  
法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は  
許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。  
議案第 83 号、受理番号 86 番と 87 番に係る議事参与案件は、  
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 83 号、受理番号 86 番と 87 番

に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

小城委員の入室をお願いします。

小城委員

(入室・着席)

議 長 議案第83号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第84号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第84号を説明いたします。資料は24ページから28ページをご覧ください。

今月の申請は、田4,921㎡、畑13,915㎡、合計18,836㎡の申請がありました。

管理権設定16件中、認定農業者等に係る分は15件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第84号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第84号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議 長

以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

11月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理

つづきまして、11月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

まず、現地調査ですが、10日(金)が本土川内地域、9日(木)が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班は、午前8時10分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の11月総会は11月27日(月)午後1時から、次回は、樋脇公民館を予定しています。

裏面は11月から12月の行事予定を記載してあります。

11月6日が女性農業委員と農業委員会会長との意見交換会及び常設審議委員会、11月7日から11月8日にかけて農業委員会先進地研修が栃木県足利市、11月21日から11月22日にかけて山口県山陽小野田市で開催されます。この農業委員会先進地研修については、最適化推進会議で詳しく説明いたします。

次に、11月13日から11月14日にかけて九州・沖縄ブロック研修会が熊本県ANAグランドプラザホテルで開催されます。女性委員の方々はよろしく願いいたします。

11月19日に産業祭&JAフェスタが川内総合運動公園で開催されます。

11月は様々な行事がありますが、委員の皆様方は、お忙しい中、恐縮ですが、日程調整方よろしく願いいたします。

その他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 (なし)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委 員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、これをもちまして第7回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14：20】